報告第8号

専決処分した事件の承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり 専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年5月15日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

新居浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例

処 分 書

専決第5号

新居浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。 地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分する。

令和5年3月31日

新居浜市長 石 川 勝 行

新居浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例

新居浜市国民健康保険条例 (昭和35年条例第9号) の一部を次のように改正する。 第11条の9中「20万円」を「22万円」に改める。

第16条第1項第2号中「28万5,000円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5,000円」に改め、同条第3項中「20万円」を「22 万円」に改める。

第24条の2第2項中「雇用保険受給資格者証」を「雇用保険受給資格者証又は同令 第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第11条の9及び第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。